

自動販売機設置場所賃貸借契約書(案)

掛川市(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、次の条項により自動販売機の設置場所の賃貸借契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(物件の表示)

第2条 甲は、次に掲げる市有財産の一部(以下「貸付物件」という。)を乙に貸付ける。

物件番号	所在地	施設名称	貸付面積
5-			m ²

(使用の目的等)

第3条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、貸付物件を自動販売機の設置場所として自ら使用し、他の用途に使用してはならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は次のとおりとする。

貸付期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日

(貸付料)

第5条 貸付料は、売上金額(税抜)の〇%に消費税及び特別地方消費税10%を加算した額とする。ただし、それぞれの額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 前項に規定する貸付料は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する日までに支払うものとする。なお、消費税及び特別地方消費税率が変更された場合には、これに従う。

(電気料)

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の電気料を負担するものとする。

2 前項に規定する電気料は、別紙売上報告書の「電気料算出方法」に記載されている方法によって算出した額とし、甲又は当該施設管理者が発行する納入通知書等により、甲又は当該施設管理者が指定する日までに支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 乙が貸付料を指定期限までに納付しなかったときは、甲は指定期限の翌日から納付の日まで遅延利息を年2.5パーセントの割合で徴収することができるものとする。

(売上報告)

第8条 乙は、自動販売機の売上を集金したときは、甲の職員に売上金額を報告するものとする。

2 乙は、本件賃貸借に係わる自動販売機の売上状況を四半期ごとに集計し、別紙売上報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙から前項の売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係わる貸付料を取りまとめ、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

4 甲は、乙が提出した売上報告書について、必要があるときには、乙に対し詳細な報告を求めることができる。

(貸付物件の引き渡し)

第9条 甲は、第4条に規定する貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(使用上の制限)

第10条 乙は貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は貸付物件の原状を変更してその利用、改良を図ろうとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第11条 貸付物件に対し維持、保存、利用、改良その他の行為をするため支出する経費はすべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(権利の譲渡又は転貸の禁止)

第12条 乙は貸付物件の賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用上の損害)

第13条 乙は貸付物件の使用により、他の市有財産又は第三者に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。

(遵守事項等)

第14条 乙は、自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をしなければならない。

2 乙は、自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講ずる等、安全に十分配慮しなければならない。

3 乙は、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体に自動販売機の管理者名並びに故障時の連絡先を明記しなければならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その状況について質問し、実地に調査し、又は参考資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 第5条の規定による貸付料の納入がないとき。

(2) 前条に規定する義務に違反したとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、甲が必要であると認めたとき。

(契約の解除)

第16条 次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲又は公共団体において公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(原状回復及び損害賠償等)

第17条 乙は貸付期間満了のとき又は前条第1号の規定により契約が解除されたときは、自己の負担で借受物件を甲の指定する期日までに原状に回復し甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りでない。

2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲がこれを原状に回復して乙にその費用を請求することができる。

3 前条第2号の規定により契約を解除されたときは甲が認める既履行部分に対しては、相当の代価を支払い、認めない部分については、甲の指定する期日までに原状に回復しなければならない。

(損害賠償額の決定)

第18条 本契約により乙が甲に支払う損害賠償額は、甲乙協議の上定めるものとし、協議の整わないときは、甲の認定によるものとする。

(貸付料の不返還)

第19条 第16条第1号により本契約を解除したときは、甲は既納の貸付料を還付しないものとする。

(契約の費用)

第20条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(その他)

第21条 この契約に定めるもののほか、自動販売機の設置に関して必要な事項は、自動販売機設置事業者募集要項、物件情報の定めるところによるものとする。

(合意管轄)

第22条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所掛川支部を管轄裁判所にすることに合意する。

(疑義の決定)

第23条 本契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

掛川市長谷一丁目1番地の1

(甲)

掛川市長 久保田 崇 印

(乙)

印